

「ちば障害者等用駐車区画利用証制度」をご存じですか？

千葉県（郵送のみ）および市窓口では、公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」の適正利用を図り、障害のある方などが同区画を利用しやすくなるよう、「ちば障害者等用駐車区画利用証」を交付しています。

申請の際は、障害者手帳などの提示が必要です。

詳しくは、障害福祉課ウェブページをご覧ください。



無期限の利用証

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、介護が必要な高齢者 など



有期限の利用証

妊産婦、けが人などの歩行困難な方 など

問合せ	千葉県健康福祉指導課	☎043(223)3924	FAX 043(222)6294
	障害福祉課（2階）	☎(20)1666	FAX (20)1610
	高齢者支援課（2階）	☎(20)1572	FAX (20)1610
	健康管理課（2階）	☎(20)1574	FAX (20)1600
	保健センター	☎(25)1725	FAX (25)1865

障害者（児）の各種手当のお知らせ

市では、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の新規の申請を受け付けています。申請には各種手当用の診断書が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

また、各種手当の認定を受けている方に対し、所得状況届等を8月上旬に送付します。受付期間内に忘れずに提出してください。

◆所得状況届等の受付期間 8月10日(土)～9月11日(日)

※受付期間後に提出した場合、8月以降の受給が遅れることがあります。
また、各種手当は所得が基準を超えている場合、支給が停止となります。

◆各種手当の内容

手当の名称	障害の程度	年齢要件	その他要件	手当月額
特別児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～3級程度、または療育手帳(ア～B)の1程度または精神障害者保健福祉手帳1～2級程度の方 日常生活で常に介助、介護を必要とする方 	20歳未満	施設入所者は不可	1級 53,700円 2級 35,760円
障害児福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳1～2級、または療育手帳(ア)程度の方 日常生活において常時の介護を必要とする方 	20歳未満	施設入所者は不可	15,220円
特別障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 重度（1～2級）障害が重複している方 療育手帳(ア)の1または同程度の重度精神障害の方 日常生活において常時特別の介護を必要とする方 	20歳以上	施設入所者、3カ月以上の入院中は不可	27,980円

問合せ 障害福祉課（2階） ☎(20)1666 FAX (20)1610